

(証券コード 7265)

平成30年1月11日

株 主 各 位

静岡県御前崎市門屋1370番地

エイケン工業株式会社

代表取締役社長 早馬 義光

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年1月26日（金曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年1月29日（月曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 静岡県御前崎市門屋2070-2
静岡カントリー浜岡コース&ホテル
スカーレットの間（2階）
3. 目的事項
報告事項 第49期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eiken-kk.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(提 供 書 面)

事 業 報 告

(自 平成28年11月1日)
(至 平成29年10月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策及び日本銀行の金融政策により、円安効果及び株価が上昇し企業収益の改善がみられたため、設備投資の増加及び雇用環境の改善が進み、緩やかながら景気は回復基調で進みました。しかし、米国の政治動向に対する懸念、新興国の経済の減速及び地政学的リスク等により、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

こうした状況のなかで、当社が属しております市販メーカーにおいては、純正メーカーの交換用フィルターの販売攻勢が強いこと、ガソリンスタンドの減少及びセルフ化の影響で販売数量は減少しております。また、新興国で製造された安価な商品が増加し、激しい価格競争にも晒されており、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありました。

このような環境のもと、当社は、フィルター部門において国内では、付加価値の高い大型車用フィルター、既存品と差別化した高性能オイルフィルター及びプレス部品の拡販に注力すると共に、新規取引先の開拓にも取り組みました。輸出では、主要輸出先への営業活動を強化すると共に、新規輸出先の開拓にも取り組みました。さらに、燃焼機器部門では、新規バーナの開発、既存のバーナ部品及び熱交換器の拡販に注力してまいりました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ4億64百万円増加し、56億76百万円（前年同期比8.9%増）、売上高が増加したことが要因となり、営業利益は前事業年度に比べ85百万円増加し、4億86百万円（前年同期比21.2%増）、経常利益は前事業年度に比べ85百万円増加し、5億11百万円（前年同期比20.2%増）となりました。経常利益が増加したことが要因となり、当期純利益は前事業年度に比べ56百万円増加し、3億64百万円（前年同期比18.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、次の通りであります。

(フィルター部門)

売上高に関しては、国内売上は同業者、商社及びカーショッブ向けが増加しましたが、ガソリンスタンド向けが減少しました。輸出売上は東南アジア及びヨーロッパ向けが増加しました。営業利益に関しては、売上高が増加したことが要因となり増加しました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ4億28百万円増加し、52億97百万円(前年同期比8.8%増)、営業利益は前事業年度に比べ1億6百万円増加し、6億81百万円(前年同期比18.5%増)となりました。

(燃焼機器部門)

売上高に関しては、コインランドリー用バーナの売上高が増加しました。営業利益に関しては、売上高が増加したことが要因となり増加しました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ37百万円増加し、3億78百万円(前年同期比11.0%増)、営業利益は、前事業年度に比べ13百万円増加し、59百万円(前年同期比29.6%増)となりました。

(その他)

ティッシュケース及び灰皿等の販売をしております。

その結果、売上高は前事業年度に比べ1百万円減少し、83万円(前年同期比57.3%減)、営業損失は88万円(前事業年度は営業損失33万円)となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は7億77百万円であり、主要な内容はフィルター部門の新工場建設工事、機械設備の更新及び金型製作等であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (平成26年10月期)	第 47 期 (平成27年10月期)	第 48 期 (平成28年10月期)	第49期(当期) (平成29年10月期)
売 上 高 (百万円)	5,097	5,299	5,211	5,676
経 常 利 益 (百万円)	319	420	425	511
当期純利益 (百万円)	213	287	307	364
1株当たり当期純利益	42円59銭	57円24銭	61円20銭	72円41銭
総 資 産 (百万円)	5,028	5,270	5,285	6,098
純 資 産 (百万円)	3,789	4,024	4,221	4,546
1株当たり純資産	755円22銭	802円17銭	841円40銭	903円32銭

(9) 対処すべき課題

自動車の補修用フィルター市場は、今後、ますます競争が激化していくことが予想されます。このような状況のなかで収益を確保し、長期的な安定成長を図っていくための戦略としては、高品質・低コスト生産体制の確立、情報収集及び企画立案型の営業活動による拡販、第2の柱としての燃焼機器事業の拡販、さらに、自動車用フィルター以外の開発に取り組むことにより、新たな成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容

自動車用フィルター（オイル・エア・フューエル）、燃焼機器（厨房機器の部品・各種バーナ）の製造及び販売

(11) 主要な事業所及び工場

① 当社の主要な事業所及び工場

本社及び本社工場 静岡県御前崎市門屋1370番地

② 子会社の事業所

株式会社ビック・イースト 神奈川県伊勢原市上粕屋725-5

(12) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
221名	8名増	38.5歳	11.5年

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(14) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社静岡銀行	220
掛川信用金庫	140
株式会社三菱東京UFJ銀行	40
株式会社三井住友銀行	20

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,033,233株(自己株式1,166,767株を除く)
- (3) 株主数 514名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堀 江 鎔 子	819,500株	16.28%
石 田 由 紀 子	345,250株	6.85%
安 池 真 理 子	344,250株	6.83%
清 水 小 百 合	340,250株	6.76%
干 場 初 枝	170,000株	3.37%
株式会社静岡銀行	170,000株	3.37%
河 野 薫	146,000株	2.90%
エイケン工業会 取引先持株会	133,000株	2.64%
日発販売株式会社	107,000株	2.12%
掛川信用金庫	100,000株	1.98%

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式1,166,767株がありますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。なお、持株比率は、自己株式を控除した株数で算出しております。

- (5) その他の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早 馬 義 光	高宮春樹公認会計士・税理士事務所長 株式会社イシダグリーン代表取締役
専務取締役	池 田 文 明	
常務取締役	千 葉 進	
取締役	高 宮 春 樹	
常勤監査役	海 野 裕 充	
監査役	石 田 朗	
監査役	甲 賀 久 二	
監査役	渥 美 博	

- (注) 1. 取締役高宮春樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役海野裕充、石田朗、甲賀久二及び渥美博の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役高宮春樹氏、監査役海野裕充氏、甲賀久二氏及び渥美博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	当期の支給額	摘 要
取 締 役	4名	79,920千円	(うち社外1名1,800千円)
監 査 役	4名	10,350千円	(うち社外4名10,350千円)
合 計	8名	90,270千円	

- (注) 1. 株主総会決議（平成8年1月30日開催定時株主総会）による取締役の報酬限度額は年額170,000千円となっており、この報酬の額とは別に、株主総会決議（平成29年1月27日開催定時株主総会）において、取締役に対する、譲渡制限付株式の割り当てのための報酬限度額は年額50,000千円となっております。
 2. 株主総会決議（平成8年1月30日開催定時株主総会）による監査役の報酬限度額は年額30,000千円となっております。
 3. 上記報酬等の支給額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬として取締役3名に付与した譲渡制限付株式6,120千円（報酬等としての額）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高宮春樹氏は、高宮春樹公認会計士・税理士事務所の所長を兼務しております。

同所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

・監査役石田朗氏は、株式会社インダグリーンの代表取締役を兼務しております。

同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 宮 春 樹	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、主に監査法人で長年にわたり勤務した豊富な会計監査経験と見識からの発言を行っております。
監 査 役	海 野 裕 充	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に他業種の取締役をしていた経験からの発言を行っております。
監 査 役	石 田 朗	当期開催の取締役会18回のうち5回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち4回に出席し、主に他業種の取締役をしている経験からの発言を行っております。
監 査 役	甲 賀 久 二	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち5回に出席し、主に他業種の取締役をしていた経験からの発言を行っております。
監 査 役	渥 美 博	社外監査役就任後開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、社外監査役就任後開催の監査役会3回のうち3回に出席し、主に他業種の取締役をしていた経験からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、適切だと判断し、会計監査人の報酬等について同意しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

(1) 基本方針

経営の基本方針である常に高い収益性を目指し、地域社会及び株主に貢献するために、「内部統制システム構築の基本方針」に沿って取り組み、経営の透明性及び健全性を高めていくことを基本的な考え方としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理規程」を設け、取締役及び従業員に法令及び会社の規則を誠実に遵守することを規定しております。また、倫理規程には「会社への通報」の条文を設けており、倫理規程に違反する行為をしていることを知った時は、総務部長に通報することになっております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、文書等の保存及び管理を行っております。

また、法令及び東京証券取引所の規則等の開示を定められている事項は、速やかに開示することとしております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役と共に、業務毎のリスクを管理するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」、「防火管理規程」を定め、管理体制を確立しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則月1回開催し、取締役会の開催前に招集通知及び会議事項に必要な書類を配布し、事前に会議事項の検討を行うようにしております。取締役会では、各取締役が活発な意見を交わり、十分議論して重要事項を決定しております。

業務の運営については、取締役会で承認された中期経営計画及び総合予算に基づいて、取締役及び各部門の責任者は目標を設定し、その目標達成に向けて取り組む体制をとっております。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき所管部門が管理を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとしております。

所管部門である総務部は、リスク情報の有無を把握するために定期的に子会社の財務諸表を入手し、業績の確認及び経営指導を行います。また、取締役及び監査役に報告する体制を構築しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、社内から人選して、監査役を補助すべき使用人として指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中には、使用人は取締役からの指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告するものとしております。

また、監査役はいつでも取締役または使用人に対して、報告を求められるものとしております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び生経会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとしております。

また、経営企画室が内部監査の実施状況を監査役会に報告することにより監査の連携を図っております。

監査役が、その職務を執行する上で必要な費用を請求した時は、速やかに支払いをします。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記(2)に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の取り組みを行いました。

- ① 安全衛生委員会を毎月開催し、職場における安全衛生の推進並びに安全衛生委員会メンバーによるパトロールを毎週実施し、現場作業の安全意識向上を図っております。
- ② 取締役会を毎月開催し、経営課題の把握及び対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ③ 経営企画室が内部監査を実施、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内規程等に照らし、適正に行われているかを検証しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【 3,326,247】	【流動負債】	【 1,342,504】
現金及び預金	1,150,617	買掛金	245,442
受取手形	461,519	短期借入金	420,000
電子記録債権	308,187	未払金	79,792
有価証券	749,352	未払法人税等	104,769
商品及び製品	416,112	未払消費税等	1,712
仕掛品	35,579	未払費用	47,964
原材料及び貯蔵品	141,659	前受り金	10,956
前払費用	29,767	預り金	22,456
繰延税金資産	18,139	引当金	2,152
その他の資産	14,843	賞与引当金	29,585
貸倒引当金	△ 1,533	設備関係支出手形	377,657
【固定資産】	【 2,771,983】	その他	16
(有形固定資産)	(2,246,208)	【固定負債】	【 209,089】
建物	1,136,916	引当金	3,647
構築物	107,411	退職給付引当金	159,976
機械装置	506,779	役員退職慰労引当金	4,386
車両運搬具	4,009	繰延税金負債	8,723
工具器具備品	25,932	資産除去債務	10,173
土地	351,047	預り保証金	22,000
リース資産	5,800	その他	182
建設仮勘定	108,310	負債合計	1,551,593
(無形固定資産)	(8,317)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	7,365	【株主資本】	【 4,461,585】
電話加入権	951	(資本金)	(601,800)
(投資その他の資産)	(517,457)	(資本剰余金)	(390,679)
投資有価証券	280,490	資本準備金	389,764
関係会社株	18,038	その他資本剰余金	914
出資	250	(利益剰余金)	(3,984,148)
長期前払費用	2,209	利益準備金	150,450
会費	1,750	その他利益剰余金	3,833,698
保険積立	210,962	固定資産圧縮積立金	59,223
その他の資産	4,706	別途積立金	3,100,000
貸倒引当金	△ 950	繰越利益剰余金	674,474
		(自己株式)	(△ 515,043)
		【評価・換算差額等】	【 85,052】
		その他有価証券評価差額金	85,052
資産合計	6,098,231	純資産合計	4,546,637
		負債及び純資産合計	6,098,231

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 平成28年11月1日）
（至 平成29年10月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,676,723
売 上 原 価		4,541,129
売 上 総 利 益		1,135,594
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		649,521
営 業 利 益		486,073
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	6,488	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	30	
貸 貸 料 収 入	15,430	
そ の 他	8,549	30,498
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,872	
そ の 他	3,314	5,187
経 常 利 益		511,384
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	13,010	
保 険 解 約 返 戻 金	1,868	14,878
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,084	
固 定 資 産 除 却 損	9,702	
解 約 保 険 差 損	1,293	12,079
税 引 前 当 期 純 利 益		514,182
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	160,769	
法 人 税 等 調 整 額	△ 10,662	150,107
当 期 純 利 益		364,075

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成28年11月1日）
（至 平成29年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	601,800	389,764	—	389,764	150,450	64,493	3,000,000
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			914	914			
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,269	
別途積立金の積立							100,000
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	914	914	—	△5,269	100,000
当期末残高	601,800	389,764	914	390,679	150,450	59,223	3,100,000

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		
	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	495,444	3,710,388	△521,685	4,180,267	41,517	4,221,784	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△90,315	△90,315		△90,315		△90,315	
当期純利益	364,075	364,075		364,075		364,075	
自己株式の取得			△857	△857		△857	
自己株式の処分			7,500	8,415		8,415	
固定資産圧縮積立金の取崩	5,269	—		—		—	
別途積立金の積立	△100,000	—		—		—	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				—	43,534	43,534	
事業年度中の変動額合計	179,029	273,760	6,642	281,317	43,534	324,852	
当期末残高	674,474	3,984,148	△515,043	4,461,585	85,052	4,546,637	

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

なお、組込デリバティブの時価を区分
して測定することができない複合金融
商品は、複合金融商品全体を時価評価
し、評価差額を当期の損益に計上して
おります。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品(梱包材料)……総平均法による原価法(収益性の低下
による簿価切下げの方法)

ただし、金型製品、金型仕掛品は個別
法による原価法(収益性の低下による
簿価切下げの方法)

貯蔵品(梱包材料以外)……………最終仕入原価法(収益性の低下による
簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法、ただし平成10年4月1日以降に取得の建物(建物附属設備を除く)、平
成28年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物 7～38年

構 築 物 7～40年

機 械 装 置 9年

車 両 運 搬 具 4～6年

工 具 器 具 備 品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………ソフトウェア(自社利用分)について
は社内における利用可能期間(5年)
に基づく定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成18年4月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、同日以降対応分については、引当金計上を行っておりません。

4. 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「負債の部」の「流動負債」の「その他」に含めておりました「設備関係支払手形」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「設備関係支払手形」は74,642千円であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,127,918千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 30,618千円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 3,000千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 16,869千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	61,651千円
売上原価	232,196千円
販売費及び一般管理費	194千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式 (株)	6,200,000	—	—	6,200,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式 (株)	1,182,486	1,281	17,000	1,166,767

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 1,281株

減少数の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少 17,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年1月27日 定時株主総会	普通株式	90,315	18.00	平成28年 10月31日	平成29年 1月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成30年1月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	125,830	25.00	平成29年 10月31日	平成30年 1月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

<流動の部>

繰延税金資産									
賞与未払									8,937千円
繰延税金資産									6,878千円
繰延税金負債									6,188千円
繰延税金資産									22,004千円
繰延税金負債									△ 3,864千円
繰延税金資産									<u>18,139千円</u>

<固定の部>

繰延税金資産									
役員退職慰勞引当金									1,315千円
役員退職慰勞引当金									3,141千円
役員退職慰勞引当金									47,981千円
役員退職慰勞引当金									1,224千円
役員退職慰勞引当金									1,834千円
役員退職慰勞引当金									2,455千円
役員退職慰勞引当金									3,050千円
役員退職慰勞引当金									722千円
繰延税金資産									61,724千円
繰延税金負債									△ 8,654千円
繰延税金資産									<u>53,070千円</u>
繰延税金負債									△25,378千円
繰延税金負債									<u>△36,416千円</u>
繰延税金負債									<u>△61,794千円</u>
繰延税金負債									<u>△ 8,723千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によって調達する方針であります。

デリバティブ取引は、特性を評価し、安全性が高いと判断された複合金融商品のみを利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用を目的として、オプション取引の組立型債券による複合金融商品の取引であり、日経平均株価の変動により元本が毀損し、額面金額で償還されないリスクに晒されておりますが、元本が毀損する可能性が低いと判断された安全性が高い複合金融商品のみを利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、総務部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引の取引先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、担当部門である総務部にて管理しております。また、総務部長は、四半期毎に把握した時価について、取締役会に報告することとなっております。

デリバティブ取引の実行及び管理は、総務部に集中しております。また、総務部長は、四半期毎にデリバティブ取引の成約状況及び取引残高について、取締役会に報告することとなっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき毎月資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,150,617	1,150,617	—
(2) 受取手形	461,519	461,519	—
(3) 電子記録債権	308,187	308,187	—
(4) 売掛金	749,352	749,352	—
(5) 投資有価証券	250,618	250,618	—
資産計	2,920,296	2,920,296	—
(1) 買掛金	245,442	245,442	—
(2) 短期借入金	420,000	420,000	—
(3) 設備関係支払手形	377,657	377,657	—
負債計	1,043,100	1,043,100	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。また、債券は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 設備関係支払手形
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については組込デリバティブであり、合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、「(5) 投資有価証券」の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※1	29,872
関係会社株式 ※2	18,038

- ※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。
- ※2 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	984,000	—	—	—
受取手形	461,519	—	—	—
電子記録債権	308,187	—	—	—
売掛金	749,352	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(債券)	—	50,000	—	—
合計	2,503,060	50,000	—	—

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	420,000	—	—	—	—	—
合計	420,000	—	—	—	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

非連結子会社及び関連会社がありますが、損益及び利益剰余金からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有してい る会社等	楠マルミ 工業 (注3)	愛知県 豊明市	3,000	部品加工	なし	当社製品の 部品組立	原材料支給	8,059	有償支給 未収入金	724
							部品の購入 (注2)	14,177	買掛金	1,243

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 部品の委託加工については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、同社より提示される見積書をベースに価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 当社の主要株主堀江鎔子氏の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 903円32銭 |
| 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 | |
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 4,546,637千円 |
| 普通株式に係る純資産額 | 4,546,637千円 |
| 普通株式の発行済株式総数 | 6,200,000株 |
| 普通株式の自己株式数 | 1,166,767株 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数 | 5,033,233株 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 72円41銭 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。 | |
| 当期純利益 | 364,075千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 364,075千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,027,861株 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年12月8日開催の取締役会において、単元株式数の変更および株式併合について、平成30年1月29日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 単元株式数の変更
 - (1) 単元株式数変更の理由
全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、1,000株から100株に変更するものです。
 - (2) 単元株式数変更の内容
普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
 - (3) 変更日
平成30年5月1日
2. 株式併合
 - (1) 株式併合の理由
上記、「1. 単元株式数の変更」の通り単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、当社株式について5株を1株にする併合を行うものです。

(2) 株式併合の内容

① 株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成30年5月1日をもって、平成30年4月30日（実質上、平成30年4月27日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合します。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年10月31日現在） 6,200,000株

株式併合により減少する株式数 4,960,000株

株式併合後の発行済株式総数 1,240,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて交付します。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は次のとおりであります。

1株当たり純資産額 4,516円61銭

1株当たり当期純利益 362円05銭

(その他の注記)

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設け、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を設けております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	142,968千円
退職給付費用	37,396千円
退職給付の支払額	△20,388千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>159,976千円</u>

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	159,976千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>159,976千円</u>
退職給付引当金	159,976千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>159,976千円</u>

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	37,396千円
----------------	----------

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,791千円であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月18日

エイケン工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野雅史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井博康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイケン工業株式会社の平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその

附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月25日

エイケン工業株式会社 監査役会

監査役(常勤)	海野裕充	㊟
監査役	石田朗	㊟
監査役	甲賀久二	㊟
監査役	渥美博	㊟

(注) 監査役海野裕充、石田 朗、甲賀久二及び渥美 博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付け、如何なる情勢下においても収益性の維持向上に努め、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

この内訳は、年間配当金18円、記念配当金7円となります。

なお、この場合の配当総額は125,830,825円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年1月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	100,000,000円
-------	--------------

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	100,000,000円
---------	--------------

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成30年5月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

4,960,000株

(4) その他

本決議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式の総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案通り承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更するものであります（変更案第5条・第7条ご参照）。

なお、本変更については、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成30年5月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

さらに、会社法と現行定款との整合性を取るために、現行定款第20条を変更するものであります（変更案第20条ご参照）。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,640万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>（取締役会の招集） 第20条（条文省略） 2 取締役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,960,000株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>（取締役会の招集） 第20条（現行どおり） 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第5条及び第7条の変更は、平成30年5月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u></p>

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となり、さらに、経営体制の一層の強化を図るために、取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやま よしみつ 早馬 義光 (昭和31年12月31日生)	昭和54年3月 当社入社 平成13年3月 当社製造部長 平成15年1月 当社取締役製造部長 平成18年5月 当社取締役副社長 平成21年1月 当社代表取締役社長(現任)	70,000株
2	いけだ ふみあき 池田 文明 (昭和32年10月10日生)	昭和60年3月 当社入社 平成16年2月 当社総務部長 平成17年1月 当社取締役総務部長 平成18年5月 当社取締役経営企画管理室長 平成25年5月 当社専務取締役工場長兼総務部長 平成28年5月 当社専務取締役(現任)	46,000株
3	せんば すすむ 千葉 進 (昭和28年4月2日生)	昭和51年3月 当社入社 平成13年3月 当社営業部次長 平成15年1月 当社取締役営業開発部長 平成18年5月 当社常務取締役開発開拓特販部長 平成21年5月 当社取締役開発開拓特販部長 平成22年5月 当社取締役営業部長 平成23年5月 当社取締役営業部長兼貿易部長 平成25年5月 当社常務取締役 営業部長兼貿易部長 平成28年5月 当社常務取締役(現任)	8,000株
4	さくらい えいじ 櫻井 英司 (昭和48年4月11日生) 新任	平成7年3月 当社入社 平成28年5月 当社総務部長(現任)	一株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	たかみや はるき 高宮春樹 (昭和47年4月9日生)	平成9年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査 法人トーマツ)入所 平成23年10月 高宮春樹公認会計士・税理士 事務所長(現任) 平成27年1月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高宮春樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 高宮春樹氏の選任理由といたしましては、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人に長年にわたり勤務した豊富な会計監査経験と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 高宮春樹氏が、平成27年1月に当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役石田 朗氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となり、さらに、監査役の機能強化を図るために監査役1名を増員することとし、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いしだ あきら 石田 朗 (昭和39年12月24日生)	昭和62年4月 株式会社静岡銀行入行 平成4年1月 株式会社インダグリーン入社 平成4年9月 同社専務取締役 平成18年5月 当社監査役(現任) 平成19年8月 株式会社インダグリーン 代表取締役(現任)	6,000株
2	ふじた いっお 藤田 逸雄 (昭和28年10月26日生) 新 任	昭和52年4月 株式会社河合楽器製作所入社 平成19年2月 同社ピアノ事業本部 製造管理部長 平成26年11月 同社ピアノ事業部 製造企画推進室 嘱託社員(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石田朗及び藤田逸雄の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は社外監査役候補者のうち、藤田逸雄氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 石田朗氏は、他業種の取締役をしている経験から、経営に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役の選任をお願いするものであります。
4. 藤田逸雄氏は、他業種の製造現場で損益管理、品質管理、生産管理及び生産技術等の業務の経験から、製造現場に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役の選任をお願いするものであります。
5. 石田朗氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年8ヶ月であります。

以上

<メモ欄>

Dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県御前崎市門屋2070-2
 静岡カントリー浜岡コース&ホテル
 スカーレットの間 (2階)
 電話 (0537)86-3311

